

議案第 37 号

前橋市公衆浴場法施行条例の改正について

令和 2 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

前橋市公衆浴場法施行条例（平成 23 年前橋市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号ウ中「水道水（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 1 項に規定する水道又は前橋市小水道条例（平成 20 年前橋市条例第 42 号）第 2 条第 1 号に規定する小水道から供給される水をいう。）以外の水を使用した」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。